

2020.4.13



コロナ禍の中での企業活動

新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、ついに緊急事態宣言が出されました。

未曾有かつ現在進行形の問題であるがゆえに、情勢や施策が日々変わっていきます。本稿では、あくまで現時点での情勢や施策を踏まえつつ、企業活動における諸問題に触れておこうと思います。

【店舗賃貸借】

外出自粛の影響で客が来ない、あるいは東京都などからの休業要請に従って店を閉鎖する、という事態になったときにのしかかる固定費として、店舗事業所の賃料があります。ほとんどすべての不動産賃貸借契約において賃料は固定されているので、売上が下がったから当然賃料が下がるという関係にはありません。家主側からすれば賃料を下げる、あるいは猶予、免除する法的な義務はありません。しかし、この状況で賃料回収を強行した結果、入居企業が経営破綻したり、賃料滞納を理由に契約解除をしたりしても、その後に優良入居者が現れるとは限らないので、貸す側もビジネスジャッジとして入居者を破綻させないような落としどころを探る必要があります。

国土交通省は不動産関連団体に対し、新型コロナの影響により賃料の支払いが困難な事情があるテナントに対しては賃料の支払の猶予に応じるなど、柔軟な措置の実施を検討するよう要請しました。これを受け、大手不動産会社やショッピングモールなどでは、賃料の減額や支払い猶予をする動きが出てきています。

【納期遅れ】

新型コロナの影響で取引先からの商品やサービスの納入が遅れる、あるいはできないという出来事が頻発しています。新型コロナの影響で納期までに納入できない場合、債務不履行のペナルティを負うことになるのでしょうか？

それぞれの取引において、契約書に不可抗力の場合についての取扱いが定めてあればそれに従い、規定がなければ民法の原則によります。新型コロナのような状況まで先読みして事細かな規定をおいている“素晴らしい契約書”は希少で、多くの場合、何も規定がないか「天災その他の不可抗力事象が生じた場合」とか不可抗力を例示列挙して「地震、台風、水害、火災、戦争、内乱、流行病、ストライキ、政府または公的機関の行為など…」と記載してある程度です。この程度の記載であれば民法の原則とあまり違いはありません。

現時点の情勢を踏まえると新型コロナの影響が不可抗力とまではいえない、と言わざるをえません。「流行病」の中に新型コロナは含まれるのでしょうかが、あくまで政府や自治体の自粛要請が出ているに過ぎない状況では、納入が不可能とまではいえないからです。

そうすると、法的観点から言えば、納期遅れは債務不履行になりますから発注元は損害賠償等の請求が可能ということになります。しかし、このような状況下で、特に立場の弱い中小の事業者に対して損害賠償請求権行使するのは、長期的に見れば自身のサプライチェーンを破壊する行為にほかならないので、極めて抑制的であるべきです。

経済産業省は関係団体を通じて各企業に対し、下請等中小企業との取引に関する配慮（納期に対する柔軟な対応、損失補填の抑制、追加コストの負担等）を要請しています。

（改正民法が適用される取引か否かによって債務不履行の法的効果が異なることがあります、本項ではその点には深入りしません）

【雇用関係】

急激な企業活動の縮小、停滞により、従業員の解雇、雇い止め、内定取消しなどの事態が相次いで起こっています。

整理解雇は、会社の業績が悪くなったり先行きに不安があったりすれば自由に出来るわけではなく、①人員整理の必要性②解雇回避努力義務の履行③被解雇者選定の合理性④手続の妥当性の4要件に沿って解雇権の濫用に当たるか否かを判断するという取り扱いが裁判例上確立されています。

内定取消しも企業側が自由にできるわけではなく、整理解雇に準じて判断されます。経済産業省は関係各団体に「内定取消しを防止するため、あらゆる手段を講じること」「やむを得ない事情により採用内定の取消し又は採用期間の延期を行う場合には就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、補償等の要求には誠意を持って対応すること」を要請しています。

国が拡充を進めている雇用調整助成金などを活用し、安易な解雇、内定取消しをしないよう、経営側の努力が求められるところです。

（弁護士 神田 敬郎）

代表弁護士より

裁判所は、今回の緊急事態宣言を受け、4月いっぱいの裁判の予定をほぼ全てキャンセルとしました。東日本大震災の直後も一定の混乱がありました、東京近郊では一過性の範囲で収まりましたので、弁護士業務に対する影響も比較にならない大きさといえます。各企業の方々も、大変なご苦労をなさっていらっしゃるものと拝察致します。当事務所と致しまして、可能な限りご協力させていただきたいと存じます。電子メールでのご連絡が一番早くご対応できると存じますので、弁護士宛にメールをいただければ幸いに存じます。

（弁護士池上壮一郎、E-mail:s-ikegami@ik-lawyer.jp）



発行/ 池上・神田法律事務所

〒102-0074

東京都千代田区九段南4-6-1 九段シルバーパレス902
都営新宿線「市ヶ谷」駅 徒歩2分

☎ 03-6272-4008

事務所HP
<http://ik-lawyer.jp>

本ニュースレターは顧問先企業様のほか、お世話になった皆様にお届けしています。ご意見、ご感想又はコラムで話題にしてほしい題材などありましたらお気軽にご連絡ください。